

令和6年度

第1回

情報公開・個人情報保護審議会

- 令和5年度久留米市個人情報保護制度の運用状況 P 1
 - 1 個人情報開示等請求の状況
 - 2 一部承諾・拒否・不存在文書の内訳
 - 3 審査請求の状況
 - 4 情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会の開催状況
 - 5 運用状況の公表
 - 6 職員研修及び意識啓発

- 令和5年度久留米市情報公開制度の運用状況 P 4
 - 1 公文書開示請求の状況
 - 2 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳
 - 3 情報公開コーナー別公文書開示等請求状況
 - 4 審査請求の状況
 - 5 運用状況の公表
 - 6 職員研修及び意識啓発

- 特定個人情報の取扱いに関する監査結果及び監査指摘後の対応状況 P 9
 - 1 令和5年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果
 - 2 監査指摘後の対応状況

- 個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用状況 P 14
 - 1 届出状況
 - 2 オンライン結合等の協議状況

令和 5 年 度 久 留 米 市 個 人 情 報 保 護 制 度 の 運 用 状 況 (令 和 5 年 4 月 1 日 ~ 令 和 6 年 3 月 3 1 日)

1 個人情報開示等請求の状況

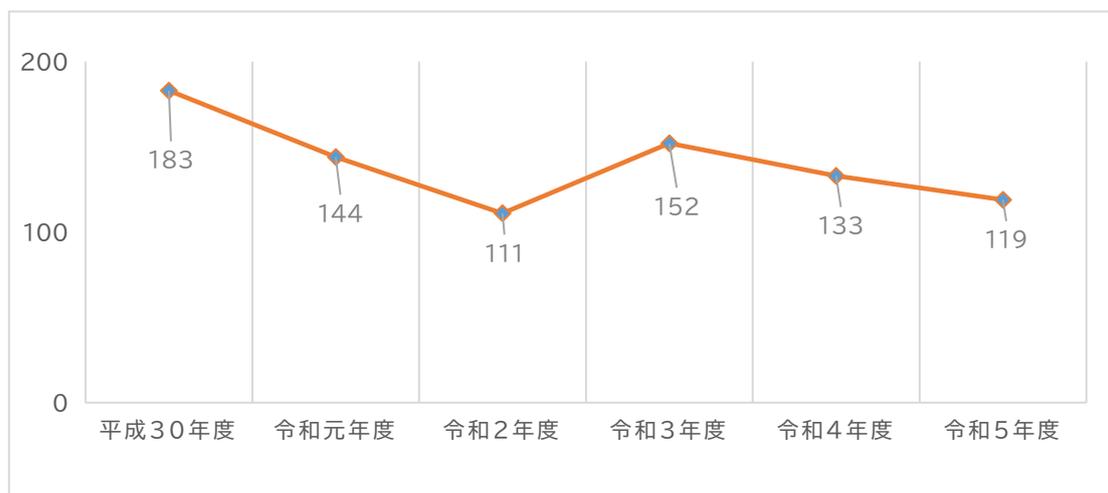
令和 5 年 度 の 請 求 件 数 は 1 1 9 件 で、例 年 と 比 較 し て ほ ぼ 横 ば い と な っ て い ま す。ま た、請 求 内 容 は、全 て が 開 示 請 求 と な っ て お り、内 訳 は、閲 覧 1 5 件、写 し の 交 付 6 5 件、閲 覧 ・ 写 し の 交 付 3 9 件 で す。

処 理 状 況 は、全 部 承 諾 7 3 件、一 部 承 諾 4 1 件、不 存 在 3 件、拒 否 1 件、取 下 げ 1 件 と な っ て い ま す。

【令和 5 年 度 の 開 示 請 求 等 の 状 況】

区分		請求件数	処理の内訳				
			承諾	一部承諾	不存在	拒否	取下げ
開 示	閲覧	15	14	0	0	1	0
	写しの交付	65	31	32	2	0	0
	閲覧・写しの交付	39	28	9	1	0	1
	視聴	0	0	0	0	0	0
訂正		0	0	0	0	0	0
利用の停止		0	0	0	0	0	0
消去		0	0	0	0	0	0
提供の停止		0	0	0	0	0	0
合計		119	73	41	3	1	1

【過去 5 年 間 の 請 求 件 数 の 推 移】



2 一部承諾・拒否・不存在文書の内訳

(1) 一部承諾…41件

所管部局	件数	法第78条第1項該当号及び件数の内訳	
健康福祉部	22	第2号	19
		第2号・第7号	1
		第3号	2
市民文化部	7	第2号	3
		第2号・第3号	2
		第3号	1
		一部不存在	1
総務部	5	第2号	4
		第2号・第6号	1
子ども未来部	2	第2号	1
		第7号	1
保健所	2	第2号	1
		第2号・第3号	1
都市建設部	1	第2号	1
農業委員会	1	第2号	1
土地開発公社	1	第2号	1

※凡例 「法第78条第1項該当号」(不開示情報)

第1号 ⇒ 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第2号 ⇒ 開示請求者以外の個人に関する情報

第3号 ⇒ 法人その他の団体等に関する情報

第4号 ⇒ 国の安全が害されるおそれ等の情報

第5号 ⇒ 犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

第6号 ⇒ 審議等に関する情報であって、率直な意見の交換等を損なうおそれがある情報

第7号 ⇒ 事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(2) 不存在…3件

【実施機関：市長】 健康福祉部 1件、市民文化部 1件

【実施機関：教育長】 教育部 1件

(3) 拒否…1件

【実施機関：市長】 市民文化部 1件(法第78号第1項第2号該当)

3 審査請求の状況

令和5年度に審査請求はありませんでした。

4 情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和5年度は、情報公開・個人情報保護審議会を1回開催しました。

開催日	議事内容	諮問案件に対する結論
令和6年 1月29日	1 報告 (1) 令和4年度個人情報保護・情報公開制度運用状況等報告 (2) 個人情報の保護に関する法律における個人情報に関する取扱いについて ア 令和5年度からの個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用報告 イ 令和5年度からのオンライン結合等に係る運用報告 2 諮問案件 久留米市死者情報の開示に関する要綱(案)の制定について	審議会では、要綱(案)について再検討が必要との結論。再検討後、修正案を書面で確認し、承認。

令和5年度は、情報公開・個人情報保護審査会を1回開催しました。

開催日	議事内容	議題に対する結論
令和6年 2月6日	1 委員委嘱 2 会長及び職務代理者の選任 3 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う久留米市個人情報保護条例、久留米市情報公開条例等の改正について(報告) 4 久留米市情報公開・個人情報保護審査会運営要領の改正について(議題)	承認

5 運用状況の公表

過去5年間の久留米市個人情報保護制度の運用状況をホームページ上で公表しています。令和5年度の運用状況は、久留米市情報公開・個人情報保護審議会に報告後に公表予定です。

6 職員研修及び意識啓発

令和5年4月 新規採用職員への情報公開・個人情報保護制度の研修

令和5年5月 任期付非常勤職員への情報公開・個人情報保護制度の研修

令和 5 年 度 久 留 米 市 情 報 公 開 制 度 の 運 用 状 況 (令 和 5 年 4 月 1 日 ~ 令 和 6 年 3 月 3 1 日)

1 公 文 書 開 示 請 求 の 状 況

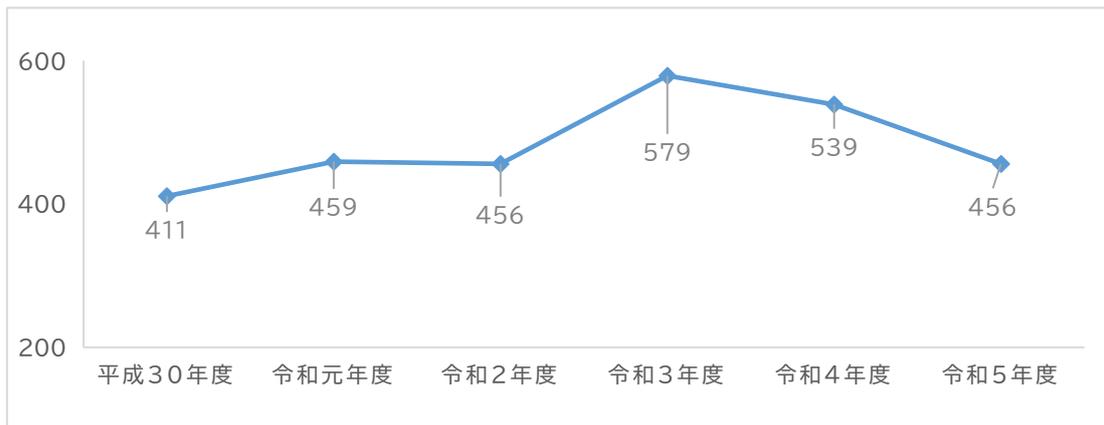
令和 5 年 度 に お け る 公 文 書 の 開 示 請 求 は、4 5 6 件 で し た。過 去 2 年 よ り 少 な い 件 数 で す が、令 和 2 年 度 以 前 の 水 準 に 戻 っ た と も 考 え ら れ ま す。

開 示 の 方 法 は、閲 覧 請 求 が 1 5 件、写 し の 交 付 請 求 が 4 1 2 件、閲 覧 及 び 写 し の 交 付 請 求 が 2 9 件 と な っ て い ま す。

【令 和 5 年 度 の 公 文 書 の 開 示 請 求 の 内 訳】

請求件数	開示の方法			
	閲覧	写しの交付	閲覧及び写しの交付	視聴
456	15	412	29	0

【過 去 5 年 間 の 請 求 件 数 の 推 移】



令 和 5 年 度 に お け る 開 示 請 求 (4 5 6 件) の 処 理 の 内 訳 を み る と、開 示 し た も の が 2 7 5 件、不 開 示 が 3 件、部 分 開 示 が 1 1 4 件、存 否 応 答 拒 否 が 2 件、不 存 在 が 5 8 件、取 下 げ が 4 件 と な っ て い ま す。ま た、1 件 の 審 査 請 求 (後 述) が 行 わ れ て い ま す。

【開 示 請 求 に 係 る 処 理 の 内 訳】

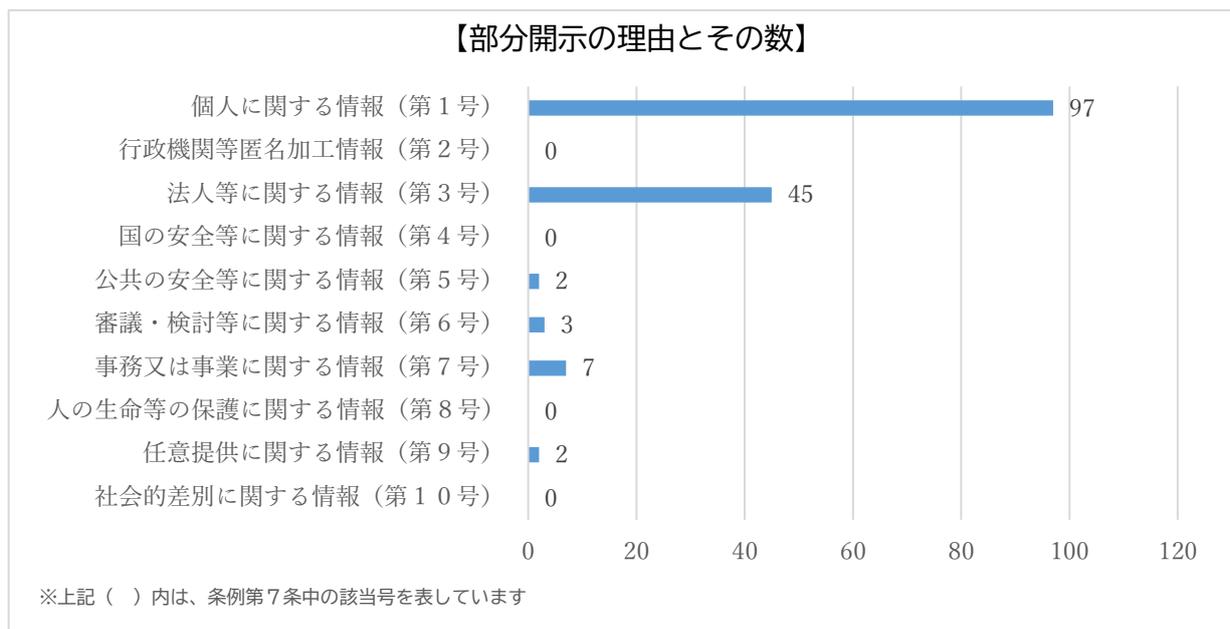
区分	請求件数	処理の内訳							審 査 請 求
		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 拒 否	不 存 在	取 下 げ	そ の 他	
(市 内)	278	134	86	2	2	52	2	0	1
(市 外)	178	141	28	1	0	6	2	0	
合 計	456	275	114	3	2	58	4	0	

2 部分開示・不開示・存否応答拒否・不存在文書の内訳

<部分開示… 114件>

令和5年度の情報公開請求で部分開示とされたものの理由をみると、個人に関する情報が97件、法人等に関する情報が45件、事務又は事業に関する情報が7件、審議・検討等に関する情報が3件、公共の安全等に関する情報及び任意提供に関する情報がそれぞれ2件となっています。

※開示請求1件に対し、複数の理由で部分開示となることがあるため、請求件数と理由の数は一致しません。



また、所管部局別では以下のとおりとなります。

（実施機関：市長）

所管部局	件数	条例第7条該当号及び件数の内訳	
総務部	3	第1号	2
		第1号・第7号	1
協働推進部	3	第1号	3
市民文化部	28	第1号	23
		第3号	5
健康福祉部	8	第1号	5
		第1号・第3号	1
		第3号	1
健康福祉部保健所	5	第1号・第3号・第6号・第9号	1
		第1号	1

		第 1 号・第 3 号	1
		第 1 号・第 5 号	1
		第 3 号	2
子ども未来部	2	第 1 号・第 3 号・第 5 号	1
		第 1 号・第 3 号・第 6 号・第 9 号	1
環境部	11	第 1 号	6
		第 1 号・第 3 号	3
		第 7 号	2
商工観光労働部	1	第 1 号・第 3 号	1
都市建設部	18	第 1 号	11
		第 1 号・第 3 号	4
		第 3 号	3
北野総合支所	2	第 1 号	1
		第 1 号・第 3 号・第 7 号	1
田主丸総合支所	1	第 1 号	1
城島総合支所	5	第 1 号	5
三瀨総合支所	2	第 1 号	2

(実施機関：企業管理者)

所管部局	件数	条例第 7 条該当号及び件数の内訳	
上下水道部	17	第 1 号・第 3 号	15
		第 3 号	2

(実施機関：教育委員会)

所管部局	件数	条例第 7 条該当号及び件数の内訳	
教育部	5	第 1 号・第 6 号	1
		第 1 号・第 7 号	2
		第 3 号	1
		第 7 号	1

(実施機関：農業委員会)

所管部局	件数	条例第 7 条該当号及び件数の内訳	
農業委員会事務局	3	第 1 号	1
		第 1 号・第 3 号	2

< 不 開 示 … 3 件 >

- 【実施機関：市長】 健康福祉部保健所 1 件（条例第 7 条第 5 号該当）
 都市建設部 1 件（条例第 7 条第 1 号該当）
 【実施機関：教育委員会】 教育部 1 件（条例第 7 条第 1 号、条例第 7 条第 6 号該当）

< 存 否 応 答 拒 否 … 2 件 >

- 【実施機関：市長】 健康福祉部、子ども未来部 各 1 件

< 不 存 在 … 5 8 件 >

- 【実施機関：市長】 総合政策部 1 件、総務部 3 件、市民文化部 4 1 件、
 健康福祉部 4 件、子ども未来部 2 件、環境部 1 件、
 都市建設部 6 件

3 情 報 公 開 コ ー ナ ー 別 公 文 書 開 示 等 請 求 状 況

久留米市情報公開条例における公文書以外の文書（一般の利用に供することを目的とする情報（都市計画図、道路台帳、官民境界確定図、下水道台帳、行政資料など）をいう。）について、久留米市情報公開条例に規定する開示等請求手続とは別の手続により提供した情報の件数は次のとおりでした。

【情報提供の内訳】

閲覧	写しの交付	刊行物有償頒布	計
238	16,427	110	16,775

各情報公開コーナーの公文書開示請求状況は、健康福祉部保健所 82 件で最も多く、次いで市民文化部 80 件、都市建設部 74 件、企業局上下水道部 54 件、環境部 33 件、教育部 30 件となっています。

【情報公開コーナー別請求件数】

実施機関	情報公開コーナー	開示請求	情報提供	計
市長	総合政策部情報公開コーナー	1	0	1
	総務部情報公開コーナー	15	0	15
	協働推進部情報公開コーナー	9	0	9
	秘書室情報公開コーナー	0	0	0
	会計室情報公開コーナー	0	0	0
	市民文化部情報公開コーナー	80	0	80
	シティプラザ情報公開コーナー	0	0	0
	健康福祉部情報公開コーナー	16	0	16
	健康福祉部保健所情報公開コーナー	82	40	122

	子ども未来部情報公開コーナー	6	0	6
	環境部情報公開コーナー	33	3	36
	農政部情報公開コーナー	10	0	10
	商工観光労働部情報公開コーナー	4	4	8
	都市建設部情報公開コーナー	74	6,986	7,060
	田主丸総合支所情報公開コーナー	9	0	9
	北野総合支所情報公開コーナー	5	0	5
	城島総合支所情報公開コーナー	10	0	10
	三瀨総合支所情報公開コーナー	4	0	4
企業管理者	上下水道部情報公開コーナー	54	9,726	9,780
教育委員会	教育部情報公開コーナー	30	15	45
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
公平委員会	公平委員会事務局情報公開コーナー	0	0	0
監査委員	監査委員事務局情報公開コーナー	0	0	0
農業委員会	農業委員会事務局情報公開コーナー	3	1	4
議会	議会事務局情報公開コーナー	11	0	11
土地開発公社	土地開発公社情報公開コーナー	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局情報公開 コーナー	0	0	0
	合計	456	16,775	17,231

注 「情報公開コーナー」とは、各部局（27 か所）の総務等に設置する情報公開の窓口をいいます。

4 審査請求の状況

令和5年度は1件の審査請求が行われています。

A薬局に関する①申請、更新、変更の資料、②調査報告書及び処分通知の資料の開示請求に対し、部分開示（条例第7条第3号に規定する法人その他の団体に関する情報）決定をしたところ、審査請求が行われたものです。

5 運用状況の公表

過去5年間の久留米市情報公開制度の運用状況をホームページ上で公表しています。令和5年度の運用状況は、久留米市情報公開・個人情報保護審議会に報告後に公表予定です。

6 職員研修及び意識啓発

令和5年4月 新規採用職員への情報公開・個人情報保護制度の研修

令和5年5月 任期付非常勤職員への情報公開・個人情報保護制度の研修

特定個人情報の取扱いに関する監査結果及び監査指摘後の対応状況

1 令和5年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果

(1) 監査実施期間 令和6年3月26日及び27日

- (2) 監査基準
- ① 法律
 - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 等
 - ② 条例
 - ・ 久留米市個人番号の利用に関する条例 等
 - ③ 規則
 - ・ 久留米市個人番号の利用に関する条例施行規則
 - ・ 久留米市情報セキュリティ規則
 - ④ ガイドライン等
 - ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
 - ・ 特定個人情報保護評価書

(3) 監査員

所属	氏名	担当
総務部法制室	大久保 隆	監査責任者
//	吉本 真祐	監査員
//	橋本 忠	//
//	石丸 和寛	//
//	渡邊 領	//
総務部総務課	弓削 孝太	//
総務部情報政策課	大村 安章	//

(4) 監査範囲 ① 対象事務

久留米市において特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務のうち次に掲げる事務

- ・ 寄付金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
- ・ 住民基本台帳に関する事務
- ・ 後期高齢者医療事務
- ・ 国民健康保険事務
- ・ 子ども医療費の支給事務
- ・ 重度障害者医療費の支給事務
- ・ ひとり親家庭等医療費の支給事務
- ・ 国民年金第 1 号、任意加入被保険者及び受給権者に関する各種届受付事務
- ・ 介護保険事務
- ・ 生活保護事務
- ・ 戦没者等遺族特別弔慰金受付事務
- ・ 健康診査、各種検診、歯科保健事業関係事務
- ・ 競輪事業における法定調書に係る事務
- ・ 公営住宅法による公営住宅の入居管理事務
- ・ 住宅地区改良法による改良住宅の入居管理事務
- ・ その他各総合支所市民福祉課が所管する事務

② 対象課等

- ・ 総務部総務課
- ・ 情報政策課
- ・ 市民課
- ・ 健康保険課
- ・ 医療・年金課
- ・ 介護保険課
- ・ 生活支援第 1 課
- ・ 保健所健康推進課
- ・ 保健所地域保健課
- ・ 競輪事業課
- ・ 住宅政策課
- ・ 田主丸総合支所市民福祉課
- ・ 北野総合支所市民福祉課
- ・ 城島総合支所市民福祉課
- ・ 三潁総合支所市民福祉課

- (5) 監査方法 下記方法で監査を実施する。
- ・ 自主点検リストの確認
 - ・ 特定個人情報の取扱いに係る文書及びシステムの確認（現地調査対象課）
 - ・ 情報システムに関する施設・設備及び事務室・書庫等の確認（〃）
 - ・ 職員への聞き取り（〃）
- (6) 監査目的 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン等により義務付けられている特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置が適切に実施されているかについて監査を行う。
- (7) 監査所見 評価結果は、次のとおりでした。
- | 評価基準 | 判定 |
|------|-----|
| 指摘事項 | 1 件 |
| 助言 | 0 件 |
- (8) 監査結論 監査の結果は、次のとおりでした。

本市における特定個人情報の取扱いに関する監査を実施した結果、監査基準に照らし、1 件の指摘事項があった。

本監査では、上記「(4) 監査範囲」に掲げる特定個人情報保護評価書の作成が義務付けられている事務を対象として監査を実施したが、直ちに特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係わる重大な事態、あるいは番号法に設けられた「特定個人情報の利用制限」「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の保護措置に対する違反に発展する可能性があるものはなかった。

監査基準

【特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（別添）特定個人情報に関する安全管理措置】

【2】F 技術的安全管理措置

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の適正な取扱いのために、次に掲げる技術的安全管理措置を講じなければならない。

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。

指摘事項

【対象】

保健所 健康推進課

【指摘事項】

基幹系システムへのログイン用 I D 及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられていました。このことにより、事務取扱担当者でない職員や、職員以外の第三者が不正に業務システムにログインする可能性があり、情報漏えいのリスクが高まることとなります。業務システムへのログイン用 I D 及びパスワードを類推させるような付箋は破棄し、今後作成しないようにしてください。

2 監査指摘後の対応状況

令和 4 年度及び 5 年度の監査指摘後のフォローとして、再度、本年 7 月に現地調査等を実施しました。対応が容易なものは対応済みですが、書類の格納場所等、対応までに時間を要する案件も見受けられ、今後も定期的な監査を通じて状況を確認していきます。

対象課	指摘事項	対応状況 (フォロー時の指摘)
市民税課	特定個人情報保護評価書の記載が実際の事務と一致していない部分がある。	今年度（令和 6 年度）に保護評価書の再評価を実施する。
市民税課	委託先における特定個人情報の安全管理措置及び取扱状況の把握ができていない。	個人情報取扱いについての法令等遵守の誓約書の提出をさせるようにした。 (契約書にも委託先の特定個人情報の安全管理措置等を記載するよう指導)
障害者福祉課	特定個人情報等が記録された書類が施錠できないキャビネットに保管されている。	使用頻度等により執務室に置くべき書類の優先度を選定し、別の保管場所を確保するなどして鍵のかかる場所への保管を検討する。
保健所保健予防課	特定個人情報保護評価書の記載が実際の事務と一致していない部分がある。	今年度（令和 6 年度）に保護評価書の修正を行う。
保健所保健予防課	特定個人情報を利用する際の本人同意については、口頭ではなく、書面で記録を取るようにすること。	本人同意を書面でするように、窓口に記載用紙を設置した。
家庭子ども相談課	特定個人情報等が記録された書類が施錠できないキャビネットに保管されている。	使用頻度等により執務室に置くべき書類の優先度を選定し、別の保管場所を確保するなどして鍵のかかる場所への保管を検討する。
家庭子ども相談課	基幹系システムへのログイン用 I D 及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられている。	ログイン I D 及びパスワードのメモを廃棄した。
子ども保育課	特定個人情報等が記録された書類が施	今年度（令和 6 年度）、キャビネットに鍵を

	錠できないキャビネットに保管されている。	つけ、適切に保管する。
子ども保育課	基幹系システムへのログイン用 I D 及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられている。	ログイン I D 及びパスワードの付箋等を廃棄した。
保健所健康推進課	基幹系システムへのログイン用 I D 及びパスワードを類推させるような内容の付箋が端末の周辺に貼り付けられている。	ログイン用 I D 及びパスワードの付箋を廃棄した。
高牟礼市民センター	執務室の端末が外から見える状態になっている。	端末周辺のブラインドを常に閉めた状態にし、外からのぞき込みができないようにし、窓ガラス部分にもポスターを張り、重ねて外からのぞき込めないよう対策した。また、使用する端末の右側（ブラインド設置）に目隠しボードを設置し 3 重の対策を行っている。

個人情報の目的外利用及び外部提供に係る運用状況

1 届出状況

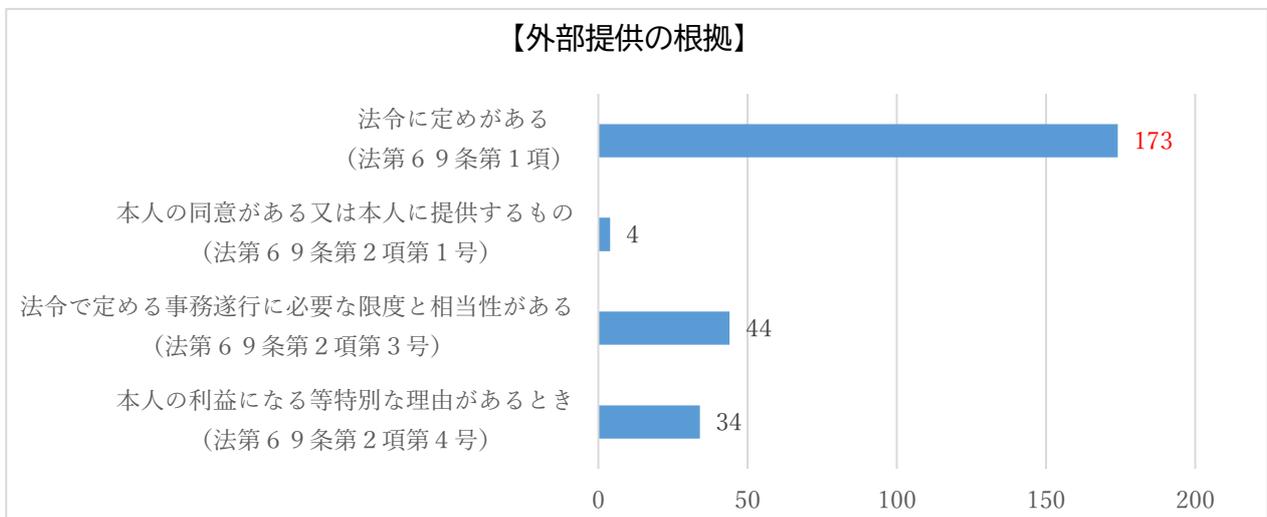
令和5年度の個人情報の目的外利用・外部提供の届出状況は、下記のとおりです。目的外利用が1件、外部提供が255件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供
市長	1	192
企業管理者	0	35
教育委員会	0	28
選挙管理委員会	0	0
公平委員会	0	0
監査委員	0	0
農業委員会	0	0
固定資産評価委員会	0	0
議会	0	0
土地開発公社	0	0
合計	1	255

目的外利用1件は、法令に基づくもの（法第69条第1項）となっています。

提供・利用先	根拠法令	事務の名称（所管課）	目的外利用した項目
資産税課	地方税法第20条の11	食品営業許可、生活衛生関係営業許可 （保健所衛生対策課）	申請者住所

外部提供の根拠は以下のとおりです。約68%が法令に定めがある場合となっています。



2 オンライン結合等の協議状況

令和5年度は、5件のオンライン結合等に関する協議があり、いずれも特に問題ないと判断しています。

担当課	利用目的	結合等の項目	結合等の相手
税収納推進課	滞納整理業務の基礎調査である 預貯金等調査の電子化のため	氏名、ふりがな、生（設 立）年月日、性別、住所、 住民コード	(株)NTT データ開発の電 子照会サービスを利用 している金融機関等
子ども保育課	入所児童の保育料算定のため	市民税額	(株) NTT データ九州
都市計画課	調査等業務において市民アンケ ート調査を実施するため	学校区、住所、氏名、世 帯主氏名、性別、年齢、 生年月日、識別番号	昭和株式会社 九州沖 縄事業部 九州技術室 保有のパソコン
農村森林整備課	農地農業用施設災害復旧事業補 助率増高申請図書作成の資料と して使用するため	大字小字名、地番、地目、 耕作者氏名、耕作者住所	(株)コンピューターサ ポート
営業管理課	上下水道営業管理システムのリ モート保守実施のため	水道使用者氏名、法人 名、水栓所在地、送付先 住所、電話番号、口座情 報、備考情報、交渉履歴	富士通 Japan (株)